

許可番号 第00757003527号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮城県仙台市宮城野区日の出町一丁目7番15号

氏 名 協業組合仙台清掃公社  
代表理事 山田政彦

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀 雅雄



許 可 の 年 月 日

平成30年10月22日

許可の有効年月日

令和7年9月16日

### 1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①燃え船（特定有害産業廃棄物）②汚泥（特定有害産業廃棄物）③廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物）④廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物）⑤廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物）⑥ばいじん（特定有害産業廃棄物）⑦感染性産業廃棄物⑧廃P C B等（微量P C B又は低濃度P C Bに限る。）⑨P C B汚染物（微量P C B又は低濃度P C Bに汚染されたものに限る。）⑩廃石綿等

以上10種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

\* \* \* \* \*

### 3 許可の条件

\* \* \* \* \*

### 4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成10年9月17日

変更届出年月日 平成13年6月20日

更新許可年月日 平成15年9月17日

更新許可年月日 平成20年9月17日

更新許可年月日 平成25年9月17日

変更許可年月日 平成25年9月17日（汚泥、廃油、廃酸及び廃アルカリの特定有害産業廃棄物の項目の追加）

変更許可年月日 平成27年3月18日（廃P C B等、P C B汚染物及び廃石綿等の追加）

更新許可（優良認定）年月日 平成30年10月22日（有効期間 平成30年9月17日～令和7年9月16日）

変更届出年月日 令和元年5月14日（代表者の変更）

### 5 積替え許可の有無 有・

### 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 ・無

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

①燃え殻（六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）  
以上 1 項目

②汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上 20 項目

③廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 1, 3-ジクロロプロパン、ベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上 12 項目

④廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上 21 項目

⑤廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上 21 項目

⑥ばいじん（カドミウム又はその化合物若しくは六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上 2 項目

以上 6 種類

以 下 余 白